

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
坂出市	林田地区 （上林田、中川原、東梶、北片、惣社、須賀、立石、大洲、港、浜中、浜西、新開、西梶）	令和3年3月	

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（100㎡未満の農地及び荒廃農地を除く）	210.70 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	125.46 ha
③ 地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	41.27 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.37 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.35 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	32.33 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ● 農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化している。 ● 一部の地域で分譲等による宅地化が進んでおり、農業に対する理解が難しい。 ● 農業機械の更新（買替え）が困難で、リタイアを選択する人が多い。 ● 担い手への集積は進んでいるが、ほ場が分散しており集約化には至っておらず、作業効率の向上にはつながっていない。 ● 浜街道を中心に住宅が増え、農地減少が激しい。 ● 用水路の補修、改修ができておらず、また進入路のない農地が多い。 ● 水利が不明な所がある。 ● 一部の地域では湿田が多く、野菜作りが難しい。 ● 特に稲作農家の後継者育成が進んでおらず、水田農業の計画が立っていない。 ● 御山・雌山西面の傾斜地にある農地については、みかん栽培をリタイアする農家が多く、果樹園を中心に荒廃化が進んでいる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は中心経営体である認定農業者等が担うほか、新たに入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応する。
認定農業者や新規就農者の育成・確保に努め、農地集積の促進を図る。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	露地野菜	0.8 ha	露地野菜	0.8 ha	林田町
認農	B	露地野菜	0.8 ha	露地野菜	0.8 ha	林田町
認農	C	施設野菜・ 露地野菜	0.7 ha	施設野菜・ 露地野菜	0.8 ha	林田町
認農	D	露地野菜	1.7 ha	露地野菜	2.5 ha	林田町
認農	E	水稲・麦・ 露地野菜	0.2 ha	水稲・麦・ 露地野菜	1.0 ha	林田町
認農	F	露地野菜	0.4 ha	露地野菜	1.0 ha	林田町
認農	G	露地野菜	0.5 ha	露地野菜	1.5 ha	林田町
認農法	H	酪農・水稲・ 飼料作物	5.5 ha	酪農・水稲・ 飼料作物	7.0 ha	林田町
認農法	I	露地野菜	7.0 ha	露地野菜	8.0 ha	林田町
認農法	J	露地野菜	3.7 ha	露地野菜	7.0 ha	林田町
認農法	K	水稲・麦	2.7 ha	水稲・麦	5.0 ha	林田町
認農法	L	露地野菜	1.5 ha	露地野菜	2.0 ha	林田町
認農法	M	露地野菜	3.8 ha	露地野菜	5.0 ha	林田町
認農法	N	露地野菜	10.7 ha	露地野菜	15.0 ha	林田町
認農法	O	露地野菜	0.5 ha	露地野菜	1.5 ha	林田町
認農法	P	露地野菜	0.9 ha	露地野菜	1.5 ha	林田町
認農法	Q	露地野菜	3.8 ha	露地野菜	5.0 ha	林田町
認農法	R	露地野菜	2.1 ha	露地野菜	3.0 ha	林田町
認農法	S	露地野菜	0.2 ha	露地野菜	3.0 ha	林田町
認農法	T	露地野菜	2.8 ha	露地野菜	3.5 ha	林田町
認農法	U	露地野菜	0.8 ha	露地野菜	3.0 ha	林田町
認農法	V	露地野菜	0.7 ha	露地野菜	3.5 ha	林田町
認農法	W	露地野菜	0.8 ha	露地野菜	1.0 ha	林田町

認農法	X	露地野菜	1.0 ha	露地野菜	1.5 ha	林田町
認農法	Y	露地野菜	0.1 ha	露地野菜	1.0 ha	林田町
到達	Z	水稲・ 露地野菜	0.8 ha	水稲・ 露地野菜	0.8 ha	林田町
認就	A'	露地果樹	0.2 ha	露地果樹	1.0 ha	林田町
計	27 経営体		54.4 ha		86.7 ha	

注) 面積は単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して規模拡大の意向がある中心経営体に集積する。

中心経営体が病気や怪我等の理由により営農が困難となった場合にも、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手の確保に努める。

圃場整備を進めるよう努める。